

# 付5 調査票の記入のしかた

令和元年7月改訂

## 労働力調査 基礎調査票の記入のしかた (2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)

総務省統計局

労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

調査の対象	<p><b>ふだん住んでいる人とは、月末現在</b>（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯に<b>すでに3か月以上住んでいる人</b>、又は<b>3か月以上にわたって住むことになっている人</b>をいいます。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td> <p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族</li> <li>・ 住み込みの雇い人</li> <li>・ 間借り人又は同居人</li> </ul> </td> <td> <p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p><b>間借り又は同居している人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> <li>・ 家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。</li> </ul> <p><b>寄宿者・独身寮などに住んでいる人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。</p> <p>・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族</li> <li>・ 住み込みの雇い人</li> <li>・ 間借り人又は同居人</li> </ul>	<p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p><b>間借り又は同居している人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> <li>・ 家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。</li> </ul> <p><b>寄宿者・独身寮などに住んでいる人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> </ul>	<p>(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。</p> <p>・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</p>
<p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族</li> <li>・ 住み込みの雇い人</li> <li>・ 間借り人又は同居人</li> </ul>	<p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p><b>間借り又は同居している人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> <li>・ 家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。</li> </ul> <p><b>寄宿者・独身寮などに住んでいる人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> </ul>			
<p>(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。</p> <p>・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</p>				

調査の期日および期間	<p><b>調査月の末日</b>（ただし、12月は26日）<b>現在で15歳以上の人</b>については、<b>月末1週間</b>（ただし、12月は20～26日）に<b>少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月間に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。</li> <li>○ ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事を少しでもした場合、その仕事について記入してください。</li> <li>○ ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その仕事について記入してください。</li> </ul>

### おぼえ書き欄

[この欄は、基礎調査票の第1面⑥欄に**月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**仕事をした時間**を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

氏名		時間	時間	時間	時間	時間	時間	記入例							
毎日の仕事をした時間	1日目	月	日	( )	時間	:	分	時間	:	分	毎日の仕事をした時間	1日目	時間	:	分
	2日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		2日目	7	:	00
	3日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		3日目	:	15	
	4日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		4日目	6	:	00
	5日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		5日目	:	0	
	6日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		6日目	7	:	00
	7日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		7日目	7	:	00
	1週間の合計	:	:	:	:	:	:	:	:	:		合計	27	:	15

2ページ～7ページを参考にして 調査票に記入してください

#### 調査票の記入にあたって

- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。
- 記入は必ず**黒の鉛筆**又は**黒のシャープペンシル**でお願いします。（ボールペン等は使用不可。）

